

令和5年8月3日

各 位

南部町役場 町民生活課長
(公 印 省 略)

リサイクルプラザにおけるペットボトルの受入基準の変更について（お知らせ）

残暑の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、ごみの分別収集については、格別のご協力いただき、ありがとうございます。

さて、ペットボトルの受入基準の変更について、以下のとおりお知らせしますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

記

○ リサイクルプラザにおけるペットボトルの受入基準の変更について

これまで、潰したものは搬入することが出来ませんでした。令和5年8月1日より、潰したペットボトルも搬入することが出来るようになりました。これからは、潰す・潰さないに関わらず出していただくことが出来ます。

なお、「切る・塗装などして加工したもの、汚れたもの」は、引き続き搬入出来ませんので、可燃ごみとして捨ててください。

【問い合わせ先】

天萬庁舎町民生活課（担当：前田）

電 話 64-3781

FAX 64-2183